

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8 年 1 月 29 日

三重県知事殿



申請者 〒182-0025  
住 所 東京都調布市多摩川三丁目34番地4  
エクセル恒洋101  
氏 名 株式会社トシエンジニアリング  
代表取締役 達山 俊仁  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号 042-480-1751

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

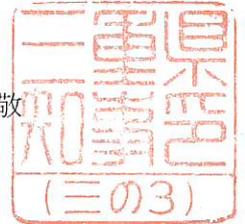
事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	別途許可証の写しのとおり 積替え・保管を除く
事務所及び事業場の所在地	別紙 A（所在地一覧）のとおり
事業の用に供する施設の 種類及び数量	様式 1-2 (1)、様式 1-2 (2) のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	該当なし
※ 事 務 処 理 欄	

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都調布市多摩川三丁目34番地4エクセル恒洋101  
 氏 名 株式会社トシエンジニアリング  
 代表取締役 達山 俊仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日 令和3年3月2日

許可の有効年月日 令和8年3月1日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ｼﾞｸﾛﾓタン、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾓタン、1,1-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ｼﾞｸﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾝを含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ｼﾞｸﾛﾓタン、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾓタン、1,1-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ｼﾞｸﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ベンゼン、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾝを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ｼﾞｸﾛﾓタン、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾓタン、1,1-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ｼﾞｸﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾝを含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ｼﾞｸﾛﾓタン、四塩化炭素、1,2-ｼﾞｸﾛﾓタン、1,1-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾓエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ｼﾞｸﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ｼﾞｷﾞｷﾝを含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害ばいじん(ｶﾞｽ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ﾀﾞｲｷﾞﾝ類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃水銀等、特定有害廃石綿等 以上84種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

(以下、裏面に続く。)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

該当なし

5. 積替え許可の有無

無

市名

—

許可番号

—

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有